

令和 7 年 3 月 6 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)	
地域名 (地域内農業集落名)	西庄町 (西庄)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月4日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農家の高齢化、後継者不足という課題に対処するため、地域内に農業法人を設立した。しかし、西庄集落の中心経営体である農事組合法人の設立時期が遅かった。したがって、入作を希望されていた他の地区の耕作者面積が非常に多いのが西庄集落の特徴である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

西庄地区の転作(麦作)については、他集落の認定農業者の耕作地を除くと、農事組合法人と個人の認定農業者が全てを担っている。今後、水稻作についても転作(麦作)と同様な形態を目指していきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	35 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積、集約を進め、団地面積の拡大を農地バンク(農地中間管理機構)を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸付、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
当地区の農地には他の地区の耕作者面積が多いため、大区画化、汎用化等は非常に困難である。とりわけ他の地区の耕作者との交流には、市町村及びJAが相談から連携まで切れ目無いサポートが必要です。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域には新興住宅が約半数あり40歳代から50歳代の方が法人の組合員としての参加希望があるため、担い手として育成していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
野菜定植機等の機械についてはJAグリーン近江に貸付依頼を進めていきたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②法人の稲作については有機肥料100%で殺虫、殺菌剤(化学合成農薬)を使用しない栽培
 ⑧適宜、老朽化している用水路の補修や農道の補修などを行う。